

昭和52年 6月

OPERATION CONTRACT

制定趣旨書

社団法人 日本海運集会所

OPERATION CONTRACT 制定趣旨

Code Name: "ITAKU"

社団法人日本海運集会所書式制定委員会
英文運航委託契約書式制定審議小委員会

はしがき

社団法人日本海運集会所書式制定委員会（委員長湯河勇氏）では海事に関する商取引の健全な進歩発展を図り、広く海事関係諸産業の隆盛に寄与するための一環として和英各種の標準契約書式の制定および改訂に努めている。

ところで、昭和50年4月22日開催の書式制定委員会において、英文による裸、定期、航海の各種傭船契約書の利用に関連して近年英文による運航委託契約書の制定を望む方が強く、標準的で実務的妥当性ある英文運航委託契約書式を制定することを決定した。そのための具体的審議方法として書式制定委員会の下に英文運航委託契約書式制定審議小委員会を設けることとなったが、人選については、近海・内航なかんずくオーナー筋より從来運航委託に最も親しんでいる委員を参加させるべく関係先と折衝したが、現状では内航関係では英文書式を使う必要なく、近海関係でもほとんど和文書式を使用しているので、これ等関係者の出席は実現できなかった。結局次の17氏をもって小委員会を結成することとなった。（◎印委員長、○印副委員長）。敬称略。

〔海 運〕

第一中央汽船㈱ 遠藤 博久
ジャパンライン㈱ 川本 秀男
関西汽船㈱ 浦田 憲一
川崎汽船㈱ 飯野 稔夫
後任 小又 昭三
◎協成汽船㈱ 辻本 一正
日本郵船㈱ 山口 嶽
大阪商船三井船舶㈱ 西原 是人
新和海運㈱ 太田 瑞穂
昭和海運㈱ 都野 知幸
○山下新日本汽船㈱ 津田 滋

〔商 事〕

伊藤忠商事㈱ 井上 昌
三菱商事㈱ 富田 佳瑞
三井物産㈱ 加藤 義
住友商事㈱ 神沢 繁久
〔仲立〕
宝運シッピング㈱ 河南 丈久
㈱松井商会 松井 茂
〔損保〕
東京海上火災保険㈱ 井上 康市
〔事務局〕
谷本 裕範 江成 公夫

上記小委員会では、運航委託実務を勘案の上終始真摯な討議を重ね、都合23回に亘る会合の末英文運航委託契約書式の成案を作成した。この成案は昭和52年4月25日開催の書式制定委員会に送ら

れ最終検討がなされ、その結果満場一致で承認された。ここに、一切の審議および事務手続を終え英文運航委託契約書式を実用に供する運びとなったので、OPERATION CONTRACT (Code Name ITAKU) として公表する次第である。

基　本　方　針

本書式制定にあたっては、まず当所の運航委託契約書式（昭和16年4月制定、昭和46年7月改訂）および内航運航委託契約書式（昭和47年4月11日制定）の各書式、ならびにすでに使用されている英文運航委託契約書のプライベート・フォームを比較検討し、その中から運航委託の実務を反映しているものを精選して素案を作成した。次に審議の過程で最も議論の集中した点は、これ等書式がわが国の海運、とりわけ近海・内航部門において人的・資本的に密接な繋がりのあるオーナーとオペレーター間において両者間の信頼関係の基礎のうえに形成されてきたため、当事者間の権利・義務に関する規定あるいは船舶表示の面で不明確さを残している面が多いが、この問題をいかに取扱うか、の点であった。この点については、小委員会の方の意見は、この書式を英文で制定する以上英米を主とする国際海運界での使用に堪えうる書式とすべきである、との点で一致した。そこで、委任契約の善管注意義務を軸としながら、船舶表示・通知の方法・クレーム処理・油濁等についての規定を、できるかぎり詳細かつ具体的に作成し、もって紛争の発生を少なからしめるよう配慮した。この結果、わが国独自の船舶利用形態が装いを新たにして国際的海運取引に導入されることが期待される。

標題およびコードネーム 小委員会が収集したプライベート・フォームには、Agreement for the Undertaking of Vessel Operation, Ship Operation Trust Agreement, Service Consignment Agreement, Voyage Management Agreement, Ship Operation on Commission 等の標題が使用されていたが、本書式に国際性を持たせる一方、わが国に独特のプラクティスとして定着してきたイメージを伝える意味で「運航」(Operation)という言葉を生かし、標題は簡潔にOPERATION CONTRACTとした。しかし、この英文名からは本契約書がどういう内容の契約であるか明らかでなく、また上記の趣旨を明確にするため、UNKO ITAKU KEIYAKUSHOとの副題を設けた。コードネームは当所制定のNANYOZAIと同じようにITAKUとした。

体裁 当所制定の和文契約書式と同じように記載事項と印刷条項を別々に一縘めにし、前文、第1部および第2部からなるA4版見開き4頁にした。そして各行にラインナンバーを設け、第1行目に本契約締結場所と同年月日の記載欄を定めた。

前　文

当事者間において、本契約が前文・第1部および第2部に含まれる条件に従って履行され、第1部が矛盾ある範囲において第2部に優先する旨規定し、空欄には船主名、船主所在地ならびに傭船船主、管理船主その他の区別、船名、運航者名および運航者所在地をそれぞれ記載できるようにした。

なお、本契約の当事者をそれぞれ実際にTrustor, Trustee また Consigner, Consignee としていた契約書もあったが、運航委託契約という特殊性を考慮し、実務界に受け入れやすい Owners, Operatorsとした。

第 1 部

各項に記載すべき指示文言と関係条項数を定め、そしてそれに従って空欄に記入し、第1部末の余白には当事者の署名を表示する。

- (a)項には、国籍／登記国、船舶番号、信号符字、船級、建造時期、登録総トン数、登録純トン数、夏季載貨重量、夏季吃水、グレーン／ペール容積、主機関の種類および指示馬力、晴天および平水における満載時のノットによる速力性能、24時間当たりの燃料消費量、燃料／ディーゼルタンク容量、ウインチの種類能力および数、デリックの能力および数、前回の定期検査期日、前回の中間検査期日、現在の動静地を空欄にそれぞれ記載できるよう定めた。
- (b)項から(m)項までには、運航期間、運航開始場所またはその範囲、運航開始日時、運航開始に先立ってなされる通知についての日数、解約期日、運航報酬、就航区域および除外貨物、法定検査乾入渠に先立ってなされる通知についての日数、運航終了場所またはその範囲、運行終了に先立ってなされる通知についての日数、運転資金、仲介手数料および支払先をそれぞれ記入する。
- (n)項余白には特約条項がある場合にはそれを記入し、本契約の印刷条項を変更したり別途事項を約定する場合にはその旨を記入する。

第 2 部

第 1 条

船主は本船の運航を運航者に委託し、運航者は船主の危険と費用で本船を運航する旨規定し、本契約の基本的な内容を定めた。

なお、和文書式（第3条）では受託者は「受託者の危険と費用により善良なる管理者の注意をもって有利運航に當る」と規定されているが、この規定のうち危険と費用の部分と善管注意・有利運航の部分を分離し、後者については第4条第3項に規定を設けた。

第 2 条

第1節には、本船の運航は記載欄表示の日時以前に委託されない旨規定し、通常傭船契約に約定される碇泊開始期日／解約期日の碇泊開始日に該当する内容を定めた。

第2節には、船主は運航開始の日および場所を予め記載欄表示の日数前に通知しなければならない旨規定し、運航開始に際しての船主の通知義務を定めた。

第 3 条

本船が記載欄表示の期日までに運航準備完了しない場合には、運航者は本契約を解約できる旨規定した。

本契約は、船主の危険と費用で運航するとの内容からみれば、本条を規定する必要なしとの意見があったが、運航者の権利義務を明確にさせるために傭船契約における解約条項に該当する内容を定めた。

第 4 条

第1項第1節には、運航者は船主に通知の上自己の名において本船の物品運送契約を締結しなければならない旨規定し、更に事前に船主の了承を得て本船を定期傭船に出すことができる旨規定し、本契約の基本的な内容を定めた。

和文書式（第4条）では「受託者は委託者のために自己の名に於て本船の運送契約を締結する」と規定されているが、この規定をもとに、運航者の「のれん」による集貨・成約との運航委託実務を勘案の上本条を定めた。和文書式の「受託者は委託者のために自己の名に於て本船の運送契約を

締結する」との文言は単なる代理行為との誤解を生じやすいので、委託者のためにとの文言は採用しなかった。

第1項第2節は、本書式の根幹ともいるべき部分である。運航者の主たる義務に関する規定で、本船の運航に通常必要とされる諸手配を例示的に列挙した。

和文書式第3条第1項の列挙事項のうち、積荷の選択、配船、運賃取極は運送契約・定期傭船契約を取り極めるとの本項第1節に吸収し、新たに運航指図・積荷資材ならびにくんじょうに関し明定した。

第2項には、運航者は自己の裁量で船主事務を行なうことができる旨規定した。

和文書式（第3条第2項）では、「受託者は委託者の依頼により船員雇用、船舶保険、船舶修理用品等に関する事務の全部又は一部を代行することができる」と規定されているが、船員雇用は労働契約上の制約を受ける。また、船舶保険では外船がロンドンマーケットを利用し、邦船は利用していないし、船舶修理では外船割増の問題があるから、運航者としては船主の依頼があっても船主事務を行なえないもの、削除すべきであるとの意見もあった。

しかし、船員の急病による補充、配船上緊急に付保が必要になる等の場合は、善管注意義務の延長として代行行為を行なわねばならないのではないかとの結論に達し「good and smooth Operation of the Vessel」に必要な範囲で船主事務を代行するとの規定を置くことにした。

なお、may という言葉と、上記の善管注意義務とが矛盾するかに見えるが、前者は、第三者と結ぶ契約上この様な手配をなす必要に迫られた場合の運航者の立場が表われたもので、後者は、船主との内部関係における立場が表わされたもので、かく解すれば矛盾した規定とはならない。

第3項には、運航者は第1項および第2項のもとでなした一切の決定または判断の行使につき善良なる管理者の注意を尽さない場合には、よって生じる結果につき責任を負わなければならない旨規定した。

善良なる管理者の注意義務につき bona fide, in good faith, honestly openly and sincerely, due diligence, due care of a good manager 等の用語を検討したが結局 due diligence の文言が、英米法上最も善管注意義務の法的意味に近似するとの理由で、これを採用した。

なお、due diligence には、和文書式第3条第1項の「有利運航」の義務も含まれることが小委員会で了解されている。

第 5 条

第1節には、運航者または代理人は、必要あれば、運航者所定の様式による船荷証券を発行でき、その船荷証券を回収する義務を負う旨規定し、第2節には運航者の指図で船長が船荷証券を発行する場合もその回収義務を負う旨規定した。

運航者が船荷証券を発行し、船荷証券所持人からクレームを受けた場合については第13条に規定した。

第 6 条

船主は運航に関する報酬を運航者に支払わねばならない旨規定し、いわゆる運航委託手数料について定めた。

運航委託手数料は、agency commission, booking commission, handling commission, brokerage と区別するため remuneration と表現したが、その内容は第1部(g)に、総運賃または傭船料の…%と定めた。総運賃とは、積高に運賃率を乗じた額をさし、滞船料、早出料を含まないこととした。

第 7 条

第1項には、運航者は記載欄表示の就航区域内の安全港において適法貨物の運送のため適法航路に本船を使用しなければならない旨規定し、第2項には、運航者は事前に船主が承諾しなければ危険品、戦時禁製品を積載できないし、また戦争擾乱または一航海者が危険と認める区域に航行でき

ない旨規定し、本船の就航区域上の制限を定めた。

第 8 条

船主は法定検査、乾入渠の日および場所を予め記載欄表示の日数前に通知しなければならない旨規定し、法定検査、乾入渠に際しての船主の通知義務を定めた。

第 9 条

第1項には、船主は燃料代、貨物費、港費、早出料その他本船運航において生じる一切の費用を支払わなければならない旨規定し、本契約における船主負担費用を定めた。

第2項には、運航者は運賃、滞船料等を遅滞なく收受して運航報酬および船主負担費用を控除の上船主に送金し、各航海終了後速やかに最終的な精算を行なわなければならない旨規定した。

第 10 条

選択条項として、船主は運航開始前に運転資金の形式で前渡金を運航者に提供しなければならない旨規定した。

かかる規定を設けた理由は、運航者としては場合によっては燃料費・港費等の多額の金額を立替えねばならないにもかかわらず、運賃後払等の事情で運航者が運賃を速やかに収得できないことがありうる。このような場合に運航者の金銭上の負担が過大となるのを防ぐため運転資金を提供することを定めた。運航者が運転資金の中の金銭を使用した後は收受した運賃でもって使用額を運転資金に組入れることとなる。

第 11 条

第1節には、運航者は運航期間の満了をもって本船の運航を終了させなければならない旨規定した。

第2節には、運航者は運航終了の予定日および場所を予め記載欄表示の日数前に通知しなければならない旨規定し、運航終了に際しての運航者の通知義務を定めた。

第3節には、運航者が本契約の運航期間を超えて本船を運航する場合につき定めた。

第 12 条

船主は本船の不堪航より生ずる一切の責任を負わなければならない旨規定した。

第 13 条

第1節には、運航者は第4条第1項規定の契約および第5条の船荷証券の発行に関して運航者を相手どって主張された場合の一切のクレームおよび訴訟につき、その解決に最善の努力を尽さなければならない旨規定した。第2節には、運航者は第1節のかかるクレームおよび訴訟や第三者によるクレームおよび訴訟につき善良なる管理者の注意を尽している場合には責任を負わない旨規定し、更に船主はクレームおよび訴訟に関連して生じた一切の費用等を運航者に補償し損害を与えてはならない旨規定した。

和文書式（第10条）では、「本船並びに積荷に関するクレーム及び訴訟の解決については、受託者は委託者のため最善の努力をなすものとする」と規定されているが、この規定をもとに運航者の第3者に対する責任関係を本条に定めた。また、運航者の船主に対する責任関係については、第4条第3項に定めた。いずれの場合においても運航者は善良なる管理者の注意を尽さない場合には責任を負担しなければならない。

第 14 条

第1項には、船主が油その他の汚濁損害に関して適法に港・領海等に入出港・碇泊できるよう金銭上の保障を確保することを要求された場合には、船主は自己の費用であらゆる手配をしなければならない旨規定した。

第2項には、船主が油その他の物質の流出によって油濁損害を引起すか、または引起す恐れがある時に迅速に油濁損害を防止または軽減できない場合には、運航者は船主または船長に通知して合理的に必要である措置を講ずることができる旨規定した。

第3項および第4項には、運航者は油その他の物質の流失から生じる一切の結果につき、また第1項、第2項につき責任を負わない旨規定し、更に船主は運航者が受けた損害を補償する旨を規定した。

近年油その他の物質の汚濁損害に関し、外国および国内において制定された法律や規則をもとに本契約の趣旨をふまえて本条を定めた。

第15条

第1項には、第4条規定の契約中に戦争等についての条項が定められている場合には、この戦争等についての条項は本契約に摂取されているものとみなし、船主は運航者が第4条規定の契約上享受できる権利、免除を享受できる旨規定し、そしてその権利、免除は運航者がその契約の相手方に行使する旨規定した。

第2項には、本船が強制使用された場合には受命者は相手方に通知し、船主の名で強制使用に応じなければならない旨規定し、第3項には、第1項と第2項との間で矛盾が生じた場合について定めた。

和文書式（第12条）では、強制使用につき規定しているが、強制使用を含めて、より発生度の高い戦争等について規定すべきであるとのことで、本契約の趣旨をふまえて本条を定めた。

第16条

当事者的一方が本契約に違反した場合には、その相手手は催告を行ない連続7日以内に是正されないとときは本契約を解除でき、違反者はよって生じた一切の損害を賠償しなければならない旨規定した。

第17条

本契約から生ずる一切の紛争は当所の海事仲裁規則に拠る東京仲裁に委ねられ、仲裁人の判断は最終で両当事者を拘束する旨規定し、当所制定の各種英文契約書式の仲裁条項に一致させた。

第18条

船主は記載欄表示の仲介手数料を記載表示の者に対し支払う旨規定した。

以上

運航委託契約に関する資料・文献

運航委託契約は、わが国内航海運業者を中心とし人的あるいは資本的に信頼関係を有する極めて限られた船舶運航者と船舶所有者間で育まれた独特の契約形態であり、標準書式ができたのも昭和16年という新しいものであるだけに関係資料や文献は極めて少い。まして外国文献は皆無といふ。

〔資料〕

昭和16年4月社団法人日本海運集会所制定、昭和46年7月改訂運航委託契約書

11/4/1972社団法人日本海運集会所書式制定委員会制定運航委託契約書（内航用）

〔文献〕

竹井廉「海運統制の商法問題」中四番の「運航委託契約の性質・形態」海法会誌26号171頁以下

田中誠二・海商法詳論111頁

高橋正彦・運航委託契約と裸傭船契約——標準書式の逐条説明

（本書中に米国合衆国船舶院が第一次世界大戦当時、国有船隊を民間の船会社に運航委託したときの協定書がある）

小町谷操三「運航委託契約」民商法雑誌第72巻第1号昭和50年4月号3頁以下

運輸省内航法規研究会編・「内航海運業法の解説」79頁以下

社団法人日本海運集会所・「運航委託契約書（内航用）の解説」

以上

The Documentary Committee of The Japan Shipping Exchange, Inc.

OPERATION CONTRACT
(UNKO ITAKU KEIYAKUSHO)Code Name
ITAKUCopyright.
Published by The Japan
Shipping Exchange, Inc.

Place: Date: 1

PREAMBLE

IT IS THIS DAY MUTUALLY AGREED between 2
 3
 of Owners (hereinafter referred to as "Owners") 4
 of the Vessel called (hereinafter referred to as the "Vessel") and 5
 6
 7
 (hereinafter referred to as "Operators") that this Contract shall be performed subject to the terms and conditions 8
 contained in this Operation Contract which shall include Preamble, Part I and Part II and that the provisions of 9
 Part I shall prevail over those of Part II to the extent of any conflict between them. 10

PART I

(a) Particulars and position of Vessel	11
Flag/Country of registry:	12
Official number:	13
Signal letters:	14
Classed:	15
When built:	16
GRT:	17
NRT:	18
Summer deadweight capacity: about	19
Summer draft:	20
Bale/Grain capacity:	21
Kind and indicated horsepower of main engine:	22
Speed capability in knots (when fully loaded) in good weather and smooth water: about	23
Fuel consumption in 24 hours: about	24
Fuel/Diesel tank capacity:	25
Kind, capability (about) and number of winches:	26
Capability (about) and number of derricks:	27
Date of last special survey:	28
Date of last annual survey:	29
Present position:	30
(b) Period of Operation (Cl. 1, 11):	31
..... days more or less at Operators' option	32
(c) Range (at Owners' option) or place of commencement of Operation (Cl. 1):	33
(d) Date and time of commencement of Operation (Cl. 2):	34
(e) The number of days for a notice to be given in advance of the commencement of Operation (Cl. 2):	35
(f) Cancelling date (Cl. 3):	36
(g) Remuneration for Operation (Cl. 6): % on gross freight or hireage	37
(h) Trading limits (Cl. 7):	38
Cargo exclusion specially agreed:	39
(i) The number of days for a notice to be given in advance of the legally required inspection and/or drydocking (Cl. 8):	40
(j) Range (at Operators' option) or place of termination of Operation (Cl. 11):	41
(k) The number of days for a notice to be given in advance of the termination of Operation (Cl. 11):	42
(l) Revolving fund (Cl. 10, optional):	43
(m) Brokerage and to whom payable (Cl. 18):	44
.....	45
(n) Special provisions:	46
.....	47
.....	48
.....	49
.....	50
.....	51
.....	52
.....	53
.....	54
.....	55
.....	56

Part II
commences
with
line 201

1977年4月25日発行

社団法人日本海運集会所書式制定委員会

オペレーション・コントラクト
(運航委託契約書)

著作権
社団法人日本海運集会所
発行

コードネーム：ITAKU

(事務局試証)

契約締結場所：

契約締結年月日：

前文

本日……………と称する船舶（以下「本船」という）の……………所在の……………船主（以下「船主」という）と……………所在の……………（以下「運航者」という）との間において、本契約が前文、第I部及び第II部より成るこのオペレーション・コントラクトに定められた条款に従って履行され、また第I部と第II部の規定が抵触する範囲においては第I部の規定が第II部の規定に優先することが相互に合意された。

第 I 部

(a) 本船の明細及び動静

国籍／登録国：

船舶番号：

信号符字：

船級：

建造時期：

登録総トン数：

登録純トン数：

夏季載貨重量：約

夏季吃水：

ペール／グレーン容積：

主機関の種類及び指示馬力：

晴天及び平水における満載時のノット表示速力：約

24時間当たりの燃料油消費量：約

燃料油／ディーゼル油のタンク容量：

ウィンチの種類、能力（約）及び数：

デリックの能力（約）及び数：

前回の定期検査期日：

前回の中間検査期日：

現在の動態：

(b) 運航期間（第1、11条）：……………日増減運航者任意

(c) 運航開始場所又はその範囲（船主任意）（第1条）：

(d) 運航開始日時（第2条）：

(e) 運航開始の事前通知の期限（第2条）：

(f) 解約期日（第3条）：

(g) 運航報酬（第6条）：総運賃又は傭船料の……………パーセント

(h) 就航区域（第7条）：

特約された除外貨物：

(i) 法定検査及び／又は乾入渠の事前通知の期限（第8条）：

(j) 運航終了場所又はその範囲（運航者任意）（第11条）：

(k) 運航終了の事前通知の期限（第11条）：

(l) 運転資金（第10条、選択条項）：

(m) 仲介手数料及び支払先（18条）：

(n) 特約条項：

**OPERATION CONTRACT
(UNKO ITAKU KEIYAKUSHO)**

PART II

1. Period of Operation/Place of Commencement of Operation	201
The Owners shall entrust the Operators with Operation of the Vessel, and the Operators shall, at the risk and for the account of the Owners, operate the Vessel for the period indicated in Part I (b) from the time of commencement of Operation of the Vessel at the place to be designated by the Owners within the range as stated in Part I (c).	202 203 204
2. Date and Time of Commencement of Operation/Notice	205
Unless otherwise agreed, the Operation of the Vessel shall not be entrusted to the Operators before the date and time indicated in Part I (d). The Owners shall give the Operators a notice of the date and place for the commencement of Operation of the Vessel not less than the number of days indicated in Part I (e) in advance of the anticipated date of commencement.	206 207 208 209
3. Cancelling Date	210
Should the Vessel not be ready for Operation on or before the date indicated in Part I (f), the Operators have the option of cancelling this Contract. Such option is to be declared, if demanded, at least 48 hours before the expected arrival of the Vessel at the place indicated in Part I (c).	211 212 213
4. Arrangement for Operation of the Vessel and Exception	214
(1) The Operators shall, in their own name, conclude a contract for the carriage of goods by the Vessel, giving due notice thereof to the Owners, or may timecharter the Vessel with Owners' prior consent. In either case, the Operators shall send the Owners a copy of such contract. The Operators shall also make necessary arrangements normally required for the Operation of the Vessel, such as furnishing the Master from time to time with all requisite instructions and sailing directions; entrance and clearance, and agencies at loading, discharging and bunkering ports; procurement of stevedores on board, loading materials and equipment; supplying fuel; fumigations required because of cargoes carried. (2) The Operators may conduct the whole, or a part or parts, of the Owners' business relating to crew members, Vessel's insurance, repair of the Vessel and ship's stores and provisions at the discretion of the Operators, if necessary, for the good and smooth Operation of the Vessel. (3) The Operators shall be liable for the consequences of any decision or exercise of judgement made under the above paragraphs (1) and (2) only when the Operators do so without due diligence.	215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226
5. Bills of Lading	227
The Operators or their agents may, if demanded, issue for the Master bills of lading using their usual forms and shall be responsible for recovering the same. The above responsibility shall also apply to the case where the Master issues bills of lading at the instruction of the Operators.	228 229 230 231
6. Remuneration	232
The Owners shall pay the Operators the remuneration for the Operation of the Vessel as set forth in Part I (g).	233

オペレーション・コントラクト

(運航委託契約書)

第 II 部

第1条 運航期間／運航開始場所

船主は、第I部(e)記載の範囲内の船主によって指定される場所において本船が運航開始された時から第I部(b)記載の期間中、本船の運航を運航者に委託し、運航者は船主の危険と費用により本船を運航する。

第2条 運航開始日時／通知

別段の約定なき限り、本船の運航は第I部(d)記載の日時以前には運航者に委託されない。

船主は、第I部(e)記載の期限までに本船の運航開始の日及び場所について運航者に通知する。

第3条 解約期日

本船が第I部(f)記載の期日又はそれ以前に運航準備完了しない場合には、運航者は本契約を解約する選択権を有する。かかる選択権は、要求ある場合には、本船の第I部(c)記載の場所への到着予定より遅くとも48時間前に通告される。

第4条 本船運航の手配及び除外

第1項 運航者は、本船による物品運送契約を、船主にそれについて適切な通知をなしたうえ、自己の名において締結し、また事前に船主の了承を得て本船を定期傭船に出すことができる。いずれの場合にも運航者はかかる契約書の写しを船主に送付する。

運航者は、また、船長に隨時あらゆる必要な指示及び船海上の指図を与えること、入港出港及び積揚港並びに燃料補給港における代理店、船上の荷役人夫、船積み用具及び備品の調達、焚料油の供給、運送貨物のために要求されるくん蒸消毒などの本船運航に普通に要求される必要な手配をなさなければならない。

第2項 運航者は本船の良好で円滑な運航のため必要であれば、自己の裁量により乗組員、本船に関する保険、本船の修理、船用品及び食料に関する船主事務の一部又は全部を行うことができる。

第3項 運航者は上記第1項及び第2項のもとでなした一切の決定又は判断の行使の結果につき善良なる管理者の注意を尽くさない場合に限り責めを負う。

第5条 船荷証券

運航者又はその代理人は、要求ある場合には、自己の通常の書式を使用して船長のために船荷証券を発行することができるが、これらの船荷証券を回収する責めを負う。

上記の責任はまた船長が運航者の指示により船荷証券を発行する場合にも適用される。

第6条 報酬

船主は第I部(g)記載の本船運航に対する報酬を運航者に支払う。

7. Trading Limits	234
(1) The Operators shall employ the Vessel in lawful trade for the carriage of suitable and lawful merchandise between good and safe ports or places where the Vessel can safely lie always afloat within the trading limits indicated in Part I (h).	235
(2) The Operators shall not, without the prior consent of the Owners, load the Vessel with inflammable, explosive or other dangerous goods or contraband of war, nor sail the Vessel in areas of war, disturbances, nor in such areas as deemed dangerous by prudent and skillful navigators.	236
	237
	238
	239
8. Inspection and Drydocking	240
With respect to the time and the place at which the legally required inspection and/or drydocking of the Vessel are to be performed during the period of this Contract, the Owners shall give the Operators a notice of the time and the place for the legally required inspection and/or drydocking of the Vessel not less than the number of days indicated in Part I (i) in advance thereof.	241
	242
	243
	244
9. Settlement of Accounts	245
(1) The Owners shall bear cost of fuel, cargo expenses, port dues and charges, including pilotages (whether compulsory or not), boatage, lights, towage, despatch moneys, agency and sub-agency commissions, booking and handling commissions or brokerage under the relevant contract of carriage and all other charges and expenses whatsoever incurred in the navigation and handling of the Vessel.	246
(2) The Operators shall, without undue delay, collect freight, demurrage and other amount due to them under the contract as provided for in Clause 4 (1), and remit the sum to the account of the Owners as early as possible, retaining the remuneration for the Operation of the Vessel as provided for in Clause 6 and the estimated amount of expenses to be borne by the Owners under paragraph (1) hereof, while final settlement of accounts between the Owners and the Operators shall be made as soon as possible after completion of each voyage.	247
	248
	249
	250
	251
	252
	253
	254
10. Revolving Fund	255
(Optional, only to apply if Part I (l) is filled in)	256
Cash advance in the form of a revolving fund in the amount indicated in Part I (l) shall be made and remitted by the Owners in favour of the Operators before the commencement of Operation to cover the expenses of the Vessel as provided for in Clause 9 (1).	257
	258
	259
11. Place of Termination of Operation/Notice	260
The Operators shall, on the expiration of the period of Operation, terminate the Operation of the Vessel at the place to be designated by the Operators within the range as stated in Part I (j).	261
The Operators shall give the Owners a notice of the expected date and place for the termination of Operation not less than the number of days indicated in Part I (k) in advance thereof.	262
Should the Vessel be ordered on a voyage by which the period of Operation will be exceeded, the Operators shall have the use of the Vessel to enable them to complete the voyage, provided it could be reasonably calculated that the voyage would be completed about the time of the termination of this Contract.	263
	264
	265
	266
	267
12. Seaworthiness	268
The Owners shall assume all responsibility arising from unseaworthiness of the Vessel.	269
13. Claims and Suits	270
The Operators shall, on behalf of the Owners, use their best efforts to settle any claims and suits which may be asserted or brought against the Operators in connection with the contract as provided for in Clause 4 (l) hereof and issuance of bills of lading in accordance with Clause 5 hereof.	271
The Operators, however, shall not be liable for any claims and suits by third parties and/or for any claims and suits as described in the foregoing paragraph, concerning any loss, injury or damage of any description to any person or property howsoever arising and the Owners shall indemnify and hold harmless the Operators against any such claims and suits and against all proceedings, fines, penalties, costs and expenses whatsoever made against or incurred by the Operators directly or	272
	273
	274
	275
	276
	277

第7条 就航区域

第1項 運航者は第I部(h)記載の就航区域内、本船が常時浮揚して安全に碇泊できる良好で安全な港又は場所の間において、適切かつ適法な貨物の運送のため適法な航路に本船を使用する。

第2項 運航者は、船主の事前の同意なしには、発火性、爆発性その他危険な物品又は戦時禁制品を本船に積載しない。また戦争若しくは騒乱の区域及び慎重かつ熟練した航海者が危険とみなす区域に本船を航行させない。

第8条 検査及び乾入渠

船主は、本契約期間中に実施されるべき本船の法定検査及び／又は乾入渠の時期及び場所に関しては、本船の法定検査及び／又は乾入渠の時期及び場所について遅くとも第I部(i)記載の期限までに運航者に通知する。

第9条 精算

第1項 船主は焚料油代、貨物費、水先料（強制水先料であると否とを問わない）、通船料、燈台料、曳船料を含む港費、早出料、代理店及び復代理店の手数料、当該運送契約のもとでの集荷及び荷捌手数料又は仲介手数料、その他いかなるものであれ本船の航行及び取扱いに関する一切の諸掛り及び諸費用を負担する。

第2項 運航者は運賃、滞船料、その他第4条第1項所定の契約により運航者に支払われるべき金銭を不当に握ることなく收受し、第6条に定める本船の運航に対する報酬及び上記第1項に定める船主負担諸費用の見積額を留保した金額をできる限り速やかに船主に送金する。そして船主と運航者間の最終的な精算は各航海終了後できる限り速やかに行う。

第10条 運転資金

（選択条項、第I部(l)に記載ある場合にのみ適用）

第I部(l)記載の金額の前渡金は運転資金として第9条第1項に定める本船の諸費用にあてるため運航開始前に運航者を受取人として船主により提供され、送金される。

第11条 運航終了場所及び通知

運航者は運航期間満了と同時に第I部(j)記載の範囲内の運航者により指定される場所において本船の運航を終了する。

運航者は第I部(k)記載の期限までに運航終了の予定日と場所について船主に通知する。

本船が航海に関して指示を受けそれにより運航期間を超過する場合には、運航者はその航海が本契約終了時頃完了し得ることを合理的に計算したことを前提に本船を使用して航海を完了することができる。

第12条 堪航能力

船主は本船の不堪航に起因する一切の責めを負う。

第13条 クレーム及び訴訟

運航者は、船主に代わり、第4条第1項に定める契約及び第5条に基づく船荷証券の発行に関して運航者に対して主張又は提起される一切のクレーム及び訴訟を解決するために最善の努力を尽くす。

ただし運航者はいかなるものであれ、人又は財産に対する一切の種類の滅失、傷害若しくは損害について、第3者から提起される一切のクレーム及び訴訟及び／又は前節に定める一切のクレーム及び訴訟につき責めを負わ

indirectly in connection with such claims and suits, provided, however, if the same is caused by the failure of the Operators to exercise due diligence under the terms of this Contract, the Operators shall assume full responsibility for such claims and suits. 278
279
280

14. Oil and Other Pollution

- (1) If the Owners are required to establish or maintain any financial security or accept responsibility for oil or other pollution damage caused by the Vessel to enable the Vessel lawfully to enter, remain in, or leave any port, place, territorial or contiguous waters of any Country or State in performance of this Contract, the Owners shall make all arrangements at the Owners' sole expense. 281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
- (2) When an escape or discharge of oil or other substance from the Vessel occurs or threatens to occur and causes or threatens to cause pollution damage, the Operators may, upon notice to the Owners or the Master, undertake such measures as are reasonably necessary to prevent or mitigate such damage unless the Owners promptly undertake the same.
- (3) The Operators shall not be responsible for any consequences whatsoever arising out of an escape or discharge of oil or other substance from the Vessel, for any failure or inability of the Owners to act as provided for in paragraph (1), or for any measures taken by the Operators as provided for in paragraph (2).
- (4) The Owners shall indemnify and hold harmless the Operators against any consequences whatsoever (including fines, if any, imposed on the Operators) arising out of an escape or discharge of oil or other substance from the Vessel, against any failure or inability of the Owners to act as provided for in paragraph (1), or against any measures taken by the Operators as provided for in paragraph (2).

15. War and Requisition

- (1) If the contract as provided for in Clause 4 (1) (hereinafter called as the *contract*) contains clauses concerning requisition, war, war risks or others similar thereto, they shall be incorporated herewith so that all such rights and/or immunities enjoyed by the Operators under the *contract* shall also be enjoyed by the Owners. Furthermore, any rights and/or immunities to which the Owners are entitled in a situation concerning the above clause shall be exercised by the Operators against the other party of the *contract*. 296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
- (2) In the event that the Vessel is requisitioned by any government or other competent authority, the Operators or the Owners, as the case may be, shall notify the other party of such requisition and comply with the same in the name of the Owners.
- The period of the requisition referred to in the preceding paragraph shall be included in the period of this Contract.
- (3) In the event of a conflict of provisions between paragraph (1) and (2) herein, paragraph (1) shall prevail over paragraph (2) to the extent of such conflict.

16. Breach of Contract

- In the event that either party breaches the terms and conditions in this Contract, the other party, after giving seven (7) running days' notice, may rescind this Contract if such breach is not rectified within the above period. The party responsible for such breach shall indemnify the other party against any and all losses or damages arising from such breach of Contract. 308
309
310
311
312

17. Arbitration

- Any dispute arising from this Contract shall be submitted to arbitration held in Tokyo by the Japan Shipping Exchange, Inc. in accordance with the provisions of the Maritime Arbitration Rules of the Japan Shipping Exchange, Inc., and the award given by the arbitrators shall be final and binding on both parties. 313
314
315
316

18. Brokerage

- A brokerage of the number of percentage as stated in Part I (m) on the earned amount of freight and/or hire is payable by the Owners as per Part I (m). 317
318
319

ない。そして船主はかかる一切のクレーム及び訴訟につき、またクレーム及び訴訟に関連して直接又は間接に運航者に課されるか若しくは運航者が被るあらゆる訴訟手続、罰金、違約金及び諸費用につき運航者に補償し、損害を与えない。ただし、それらのクレーム及び訴訟が本契約の条款に基づき運航者が善良なる管理者の注意を尽くさないことに起因する場合には、運航者はかかるクレーム及び訴訟につきすべての責めを負う。

第14条 油その他の汚濁

第1項 船主は、本船に起因する油又はその他の汚濁損害に関して本船が本契約を履行するについて国家若しくは州のいかなる港、場所、領海若しくは臨接水域に適法に入出港又は碇泊できるための金銭上の保障を確保し、又は責任を受け入れることを求められた場合には、船主は自己の費用であらゆる手配を行う。

第2項 本船からの油又はその他の物質の漏出若しくは流出が生じるか又は生じるおそれがあり、そのため汚濁損害を惹起するか、又は惹起するおそれがあるにかかわらず、船主が迅速にかかる損害を防止若しくは軽減するに相当な措置を講じない場合には、運航者は、船主又は船長に通知して合理的にかかる損害を防止若しくは軽減するに必要な措置を講ずることができる。

第3項 運航者は、本船からの油又はその他の物質の漏出若しくは流出から生じる一切の結果、船主の本条第1項の規定に対する一切の怠慢若しくは不能又は本条第2項に定める運航者の講すべき一切の措置等につき責めを負わない。

第4項 船主は、本船からの油又はその他の物質の漏出若しくは流出から生じる一切の結果（運航者に罰金が課された場合にはこの罰金も含む）、船主の本条第1項の規定に対する一切の怠慢若しくは不能又は本条第2項に定める運航者の講すべき一切の措置等につき運航者に補償し、損害を与えない。

第15条 戦争及び強制使用

第1項 第4条第1項に定める契約（以下当該契約という）が強制使用、戦争、戦争危険その他類似事項についての約款を定めている場合には、これらの約款は本契約に攝取され、それゆえ本契約のもとで運航者が享受できるあらゆる権利及び／又は免除は船主もまた享受できる。更に船主が上記約款の事態において権限を有する一切の権利及び／又は免除は、本契約の相手方に対し運航者により行使される。

第2項 本船がいかなる政府その他権限ある機関により強制使用された場合には、状況に応じ船主又は運航者はかかる強制使用のあったことをその相手方に通知し、船主の名で強制使用に従う。

本項前段の強制使用の期間は本契約期間に算入する。

第3項 本条第1項と第2項が抵触する場合には、抵触する範囲で第1項が第2項に優先する。

第16条 契約違反

当事者的一方が本契約の条項及び条件に違反した場合には、その相手方は、連続7日の事前通知をなした後、かかる違反が当該期間内に矯正されないとときは、本契約を解除することができる。かかる違反に責めを負う当事者は、かかる契約違反から生じる一切の滅失又は損害につきその相手方に賠償する。

第17条 仲裁

本契約から生じる一切の紛争は社団法人日本海運集会所海事仲裁規則の規定に従って日本海運集会所の東京で行われる仲裁に付託され、その仲裁人のなした仲裁判断は最終であり両当事者を拘束する。

第18条 仲介手数料

船主は、運賃及び／又は傭船料の収得金額につき第I部（m）記載の比率を乗じた仲介手数料を第I部（m）のとおり支払う。